

< 特集 >

小野澤康弘市議の野心？！

川合善明市長との蜜月…

9月30日14時30分頃、川越市北部地区ふれあいセンター（川越市山田1578番地1）において、元県議会議員某氏は須賀博氏（元川越市議会議員）と対談した。

須賀 博 <元市議会議員>（川越市旭町）平成21年（2009年）1月25日に行われた市議会議員補欠選挙で初当選。平成23年4月24日執行の市議会議員選挙には出馬しなかった。

須賀氏は小野澤康弘市議より「次の市議会議員選挙（平成31年4月）に出でくれ、そして川合市長を支えてくれ…」と須賀氏に対する市議会議員選挙の立候補要請と当選後の川合与党への要請があった。また小野澤市議は「川合市長の任期満了に伴う次の市長選挙（平成33年1月）に、川合市長の推薦を貰えれば当選する」と市長選挙に立候補する意思を須賀氏に打ち明けたという。

須賀氏は、小野澤市議から打ち明けられた会話を真剣な面持ちで元県議会議員某氏に伝えたという。この話を聞いた某氏は、「あなたはなぜ、任期満了になった後の選挙に出なかったのか」と問うと須賀氏は、「鬱病になったので…」と答えたという。

須賀氏の話では、小野澤康弘氏の思惑は次の市議会議員選挙で須賀氏が当選した暁には、川合与党になって川合市長を支持してほしいというものである。この小野澤市議の須賀氏に対する出馬要請の主旨自体、市議という職責を逸脱した反市民社会的な小野澤氏の考え方を露呈させている。

言うまでもなく市議会議員の仕事とは、市長を支えることではない。市民の代表として、市長を頂点とする市政の監視、是正こそが市議の職責であり義務である。

「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。」とする憲法第十五条の規定は、議員という公職を有権者から付託された者の絶対的な条件でなければならない。「川合市長を支えるために出馬してくれ」などと要請する小野澤市議には、憲法と市民社会に対して果たすべき義務の欠片もない、市議の立場を利した権勢欲の亡者というべきだろう。

小野澤市議は、川合市長退任後に自身が市長となることを夢想し、そのためには市民社会など捨て置いてまで川合市長からの論功行賞に与ることに腐心する、卑小な野心家に過ぎない。須賀氏に対する小野澤市議の「市長を支えてくれ」などという出馬要請こそ、小野澤市議と川合市長との癒着を如実に物語っている。

別件ではあるが、先日の新井喜一元市議の議会事務局職員女性に対するセクハラ疑惑も、「川合派」たる小野澤議長が、被害を訴えた職員女性により提出された申し入れ書を唯々諾々と受理したうえ、事実関係の確認さえ定かではない時点での同職員女性の記者会見を容認したことも、果たして偶然なのだろうか？

須賀博元市議の発言から小野澤康弘市議という人物の卑小な魂胆が明らかとなった以上、本紙は、小野澤康弘市議と川合善明市長との癒着による「中院私道舗装」に関する疑惑について、小野澤市議が川越市に対し履行すべき約定を今日まで放置し、川合市長もそれを承知の上で黙認してきた癒着の顛末を、改めて議会と市民にお知らせする。

◆ 中院所有の私道舗装…未だ正さず ◆

平成 24 年（2012 年）9 月号・平成 25 年（2013 年）11 月号に中院所有の私道（川越市小仙波町 5 丁目 15-1）を川越市が無償舗装した一件を報道した。



<記事をクリックすれば拡大します>

私道舗装に係る「工事要望書」や「私道舗装申請書」を改めて情報開示請求により入手し、小野澤康弘市議が当時、市に提出した「工事要望書」の欄外に「今後、分筆し、寄附採納に向けて努力するよう指導致します」と自筆の署名捺印があり、中院所有の私道を川越市に寄附採納したかどうかを調査した。

管財課で話を聞く。

「工事要望書（平成 21 年 5 月 26 日）」を「私道舗装申請書（平成 22 年 5 月 24 日）」を市に提出している件を管財課長に伝え、中院から私道を市に寄附採納されているかを調べて頂くようお願いしたその場で、管財課長は「おそらく寄附はされていないと思います。道路を寄附するとなると、建設部の対応になるかと…一応、舗装工事が終わった頃から現在まで寄附があったかを調べます」と答えてくれた。

管財課長のアドバイスで建設部道路環境整備課長と面談する。

道路環境整備課長は本紙が以前、中院所有の私道舗装に関する報道記事を知っており、話はスムーズに進んだ。「工事要望書（平成 21 年 5 月 26 日）」と「私道舗装申請書（平成 22 年 5 月 24 日）」の情報開示を道路環境整備課長に依頼する。

「工事要望書」の欄外に小野澤市議による「今後、分筆し、寄附採納に向けて努力するよう指導致します」との自筆の署名捺印があるように、私道の寄附採納が中院よりあったかの調査の依頼をする。道路環境整備課長は、「担当課に伝えます」とのことであった。

中院所有の私道舗装後、他にも「[川越市私道舗装整備要綱](#)」に基づいた舗装を施工したことがあるのかを課長に質すと、「記憶では 2 件ある」との返答であった。

そこで、この 2 件の「私道舗装施工の年月日、施工場所、私道所有者が個人なのか法人なのか」について情報の開示を依頼した。

※「川越市私道舗装整備要綱」は本紙が報道した当時は公になっておらず、現在は市の HP に掲載してある。

道路環境整備課長は「川越市私道舗装整備要綱」に則ったものであれば、寄附採納が困難な私道を舗装することができると本紙に答えた。

中院所有の私道舗装後、平成 28 年 8 月 30 日に藤間地内と平成 28 年 12 月 12 日に旭町 3 丁目地内で私道舗装工事が施工されていた。この 2 件の私道は、法人所有の土地であった。法人が倒産し、私道の所有者が行方不明となり、市に私道を寄附採納することができず「川越市私道舗装整備要綱」に則って舗装工事が施工されたとのことであった。

念のために中院所有の私道を確認するため小仙波町5丁目を調査する。

当該私道は、一般の道路のように道路幅が一定ではなく、広い箇所や狭い箇所があり、平均を欠いた道路幅であることが確認できる。

「川越市私道舗装整備要綱」では「幅員4メートル以上」との記載があるにも関わらず「私道舗装申請書」では、「幅員3.5メートル」と記載があり、川合市長が小野澤市議のために急ごしらえの「川越市私道舗装整備要綱」の条件すら満たされていない。

現在、小野澤市議の実家があった場所は、家屋は取り壊され空地となっている。



<平成24年8月撮影>



<平成30年10月撮影>

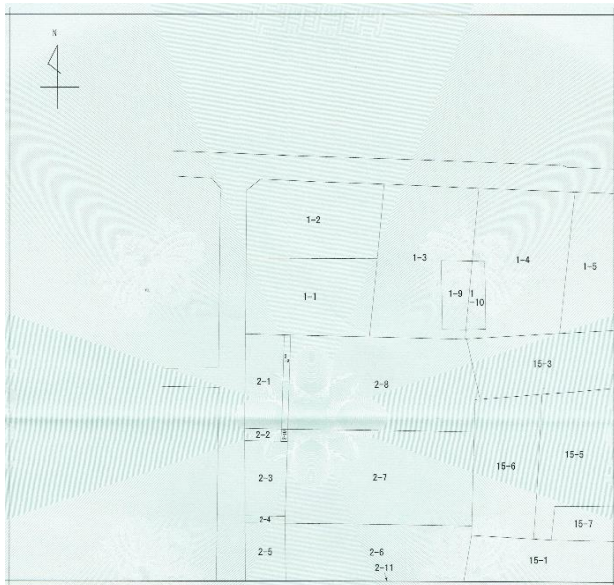
ここで本紙は、あることに疑問を持つ。

市に提出した「工事要望書」の欄外に「今後、分筆し、寄附採納に向けて努力するよう指導致します」と小野澤市議が直筆での記載に「分筆」という文言が見られる。

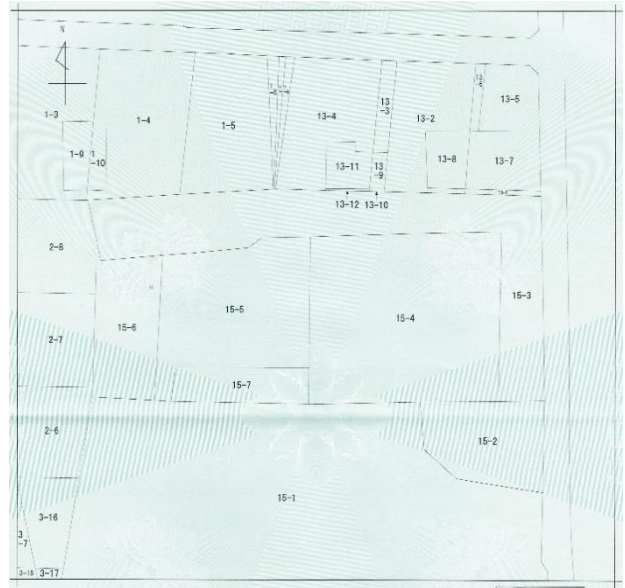
また「川越市私道舗装整備要綱 第3条(1)幅員4メートル以上が確保されていて、かつ、私道の形態で登記上分筆されていること。」と定められている。

当時、舗装工事が始まる頃、分筆されていない土地があり、小野澤市議は「分筆」という文言を書き込んだと思われる。そこで本紙は、法務局で当該私道の公図を入手した。

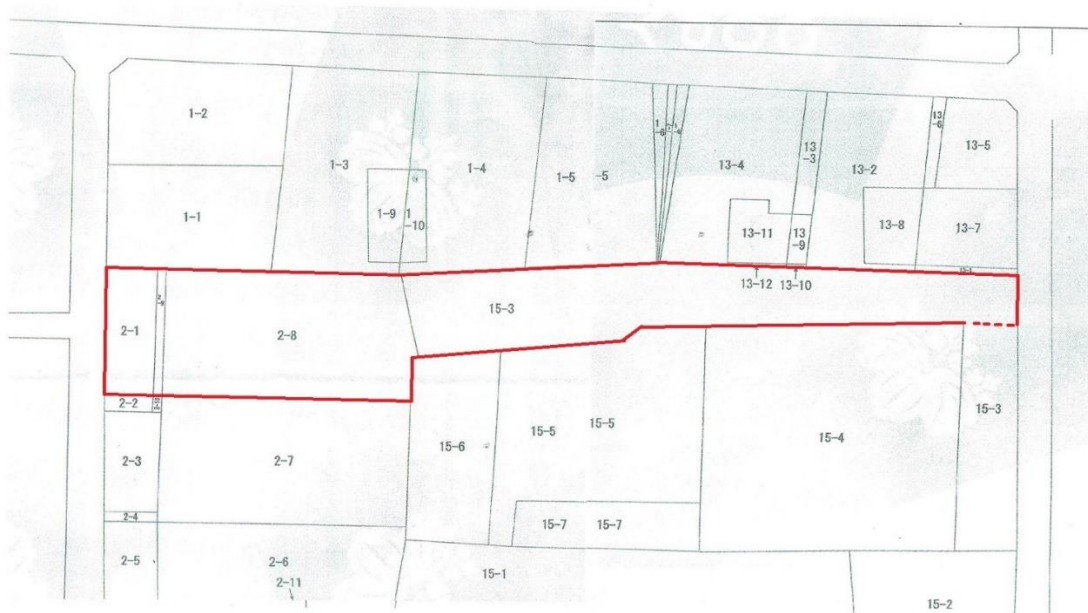
中院所有の私道の公図は2つに分かれており、繋ぎ合わせてみると歪な形状の私道であることが判る。(参照：公図1と公図2を繋げたものが公図3)



<公図 1>



<公図 2>



<公図 3 : 赤線で囲まれた箇所が私道>

私道に当たる地番は、私道西側から「2-1」「2-9」「2-8」「15-3」となる。

しかし「15-3」は、東側市道と平行な土地と、私道として使用されている土地から形成される L 字型の土地であり、明らかに分筆されていない土地であった。現場を確認すると市道と平行になっている土地は、駐車場となっている。

現在の私道南側の家屋等の立地は、現地の状況から家屋 5 件、駐車場 2 か所、空地 1 か所となっている。しかし、公図から見ると私道南側の土地の分筆状況は、西側から「2-3」「2-7」「15-6」「15-5」「15-4」「15-3」と 6 筆の分筆しかないことが

判る。

このことから私道南側の土地に建てられている家屋は、**1筆に2つの家屋**が建っているか、筆を跨いで家屋が建てられているということが推測される。また私道北側の家屋は南側より複雑であり、確認は困難を極めるものと考えられる。

いずれにせよ「15-3」の土地の形状で判るように、私道と駐車場との分筆は行っていないことは明白である。また「2-1」「2-8」「15-3」の登記を確認したところ、所有者は「中院」となっており、未だに川越市に対して済すべき寄附採納が果たされていないことが判明した。

< 謄本をクリックすれば拡大します >

管財課長と道路環境整備課長に面談する。

私道（中院）の寄附採納はなく、また分筆もされていないことを伝えると、道路環境整備課長は「要綱には分筆が条件とあるのですが…要綱に沿っていないのは、まずいですね」と本紙の指摘に困惑していた。

中院所有の私道を舗装するに当たり、小野澤市議が「工事要望書」の欄外へ「今後、分筆し、寄附採納に向けて努力するよう指導致します」と自筆の署名捺印をしている。

百歩譲って「川越市私道舗装整備要綱 第3条 舗装整備の対象となる私道は、市に採納する事が困難と認められ、かつ、次の各号に掲げる要件を備えているものとする。」とあるように、市に採納する事が困難であるとしても「幅員は、4メートルを満たさず、分筆もされていない私道が無償舗装したことは、川越市私道舗装整備要綱」に反する私道が無償で市が市民の税金を使い舗装したことである。

表向き、公正・公平を謳う川合市長とベッタリの小野澤市議は、未だほったらかしたままの当該一件をどう始末を付けるのだ。

あまりにも市民をコケにしていないか。

（表紙）

工事要望書

（住所）

〒113-0033 東京都荒川区西日暮里

（氏名）

氏名 [REDACTED]
 住所 [REDACTED]
 電話番号 [REDACTED]

下記の事項を記載してください。

① 要望の理由（当該道路の現状、利用状況、利用目的）

② 要望の内容及び事業内容等

③ 備考

区	町	丁目	番	号
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

（表紙）

私道舗装申請書

平成22年 10月25日

（住所）

〒113-0033 東京都荒川区西日暮里

（氏名）

氏名 [REDACTED]
 住所 [REDACTED]
 電話番号 [REDACTED]

下記の事項を記載してください。川越市私道舗装整備要綱に定める事項を併記の場に応じより記載してください。

① 敷地の所在 区 町 丁目 番 号

② 敷地の面積

③ 敷地の用途

④ 敷地の所有者

⑤ 敷地の面積

⑥ 敷地の用途

⑦ 敷地の面積

⑧ その他（道路の幅員、道路の構造、道路の状況等）

（表紙）

私道舗装整備要綱

平成22年 10月25日

（住所）

〒113-0033 東京都荒川区西日暮里

（氏名）

氏名 [REDACTED]
 住所 [REDACTED]
 電話番号 [REDACTED]

下記の事項を記載してください。川越市私道舗装整備要綱に定める事項を併記の場に応じより記載してください。

土地の概要		土地所有者及び土地利用名			
町名	地番	地種	住所	氏名	電話番号
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

<書類をクリックすれば拡大します>

川越市は、小野澤市議より私道舗装の「工事要望書」が提出され、寄附採納が困難な私道を舗装するために小野澤市議の要望を満たす「川越市私道舗装整備要綱」を作成し、私道の無償舗装に至っている。

本来の順序であれば、担当課が中院所所有の私道は「川越市私道舗装整備要綱」に該当するかどうかを確認してから舗装工事施工となる。だが、平成21年（2009年）1月25日執行の川越市長選挙に川合善明氏を率先支援した「小野澤市議への謝礼のための工事である」ことを伏せたとはいえ、川合市長からのトップダウンで指示が出されているのは当然であろう。

担当課は市長の命により「川越市私道舗装整備要綱」を作成しても、中院の私道は「市の整備要綱」を無視し「宗教法人中院の私道を舗装した」ことになる。

当該問題の帰着は、川合市長は「川越市私道舗装整備要綱」を小野澤市議のために作成し、またその要綱を満たしていない私道を無償で舗装させた行為は、「川合・小野澤両名の癒着が成せる業」で市民に背を向けた「私道無償舗装工事」であったと言えよう。そしてこの後に、齊木隆弘邸正面玄関に直結する市道の工事が浮上する。良識ある市民は怒って当然だ。

本紙既報の通り、小野澤市議は中院の私道に公費を投じて舗装させ、それをいまだに中院の私道としたまま放置している。このような小野澤市議が直接関与している不法行為を長らく黙殺してきた川越市議会もまた、自浄作用皆無の反市民社会的な形式上の議会と墮していると厳しく言及せざるを得ないが、今やその議会議長がほかならぬ小野澤市議なのである。このような川越市の市政と議会の腐敗した癒着の一掃には、有権者の次回選挙による鉄槌しか方法は残されていないはずだ。

川越市の未来は、心ある川越市民諸氏の正義と冷静な判断に委ねられている。